

令和 2 年 7 月 1 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 ガラスびん事業部
 (改定日：平成 30 年 7 月 1 日)

登録申請のための様式類について

下記に従い、各様式類を提出してください。様式 1、2、3 はオンラインで入力後印刷してください。なお、様式 1 は、印刷後、署名、押印してください。様式 4 以降の書類はホームページからダウンロードして記入のうえ、様式 1、2、3 と合わせて当協会宛に郵送してください。なお、再商品化製品引取同意書（様式 3-1 又は 3-2）は、入力・印刷し、署名・押印のうえ、提出してください。また、再商品化製品引取同意書（様式 3-1-1 又は様式 3-2-1）は、再生処理事業者の各工場と再商品化製品利用事業者の各工場との間で行われる引き取りの内容をそれぞれの工場ごとに入力・印刷のうえ、提出してください。びんの原料とその他の原材料の両方を製造する事業者は、それぞれ該当する資料を提出してください。

様式の種類	提出すべき事業者
様式 1：ガラスびん分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書	全ての事業者
様式 2：ガラスびん分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書	全ての事業者
様式 2 の付属書：原料調達方法および再商品化製品の用途別販売量	全ての事業者
様式 3-1、様式 3-1-1：再商品化製品引き取り同意書	びんの原料の再生処理事業者
様式 3-2、様式 3-2-1：再商品化製品引き取り同意書	その他の原材料の再生処理事業者及び、びんの原料の再生処理事業者で、その他の原材料の再生処理も行う事業者
様式 3-2 の付属書：再生処理事業者が再商品化製品利用事業者となる場合の最終販売先	その他の原材料の再生処理事業者及び、びんの原料の再生処理事業者で、その他の原材料の再生処理も行う事業者のうち、再生処理事業者と再商品化製品利用事業者が同一となる事業者、又は、再商品化製品利用事業者と同一のグループ関係にある事業者（特定再商品化製品利用事業者） <u>注）「同一のグループ関係にある事業者（特定再商品化製品利用事業者）」については、資料 5 の「『特定再商品化製品利用事業者』について」をご確認ください</u>

<p>様式 4-1～4-2 : ガラスびん再生処理事業計画書</p>	<p>びんの原料の再生処理事業者で、その他の原材料の再生処理も行う事業者（その他の原材料の部分について記述し提出）</p>
<p>様式 4-1～4-4 : ガラスびん再生処理事業計画書</p>	<p>その他の原材料の再生処理事業者及び令和 3 年度に新規で申請を行うびんの原料の再生処理事業者</p>